全Ｌ協保安・業務Ｇ５第４８号

令和５年６月２９日

正　会　員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

質量販売における告示・通達改正に対するＱ＆Ａについて（お知らせ）

標記につきましては、令和４年７月１５日付けで、液石法告示・通達が改正され、質量販売により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものに対して、保安機関の体制についての規制が緩和され、いわゆる緊急時対応３０分の範囲から除外されることとなりました。

この度、本改正に対して、別添のとおりＱ＆Ａを経済産業省の協力により、作成いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　瀬谷、橋本